

② いじめ防止基本計画

1 いじめ防止について

(1) 基本的な考え方

「いじめ防止基本方針」(平成 25 年 10 月 11 日付け文科初 814 号)を受けて学校が実施すべき施策として次のように実践する。なお、具体的計画の内容・方法は、毎年評価を加えながら工夫改善を図って行くものとする。

①いじめの定義

いじめとは、当該児童が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいい、いじめが起こった場所は学校内外を問わない。

いじめか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うよう徹底する。

②全職員による未然防止

児童が安心・安全に生活及び学習することができる環境づくりのために、それぞれの職責を自覚し、主体的且つ相互に連携していじめ防止に組織として努める。また、いじめはどの学校、どの学級、どの児童にも起こり得ること、どの児童も被害者や加害者になり得るという事実を踏まえ、児童の人権が守られ、「未然防止」に向けて、全職員で取り組む。

③互いに認め合う風土作り

集団の一員としての自覚や自信を育むために、互いを認め合える人間関係・明るく楽しい学校風土を作り出し、よりよい人間関係を構築できるよう必要な取り組みを行う。また、いじめを未然に防ぐために、児童が主体的に行動できるための道徳的価値観及び道徳の実践力が身につく道徳教育・人権教育を学校生活全般において行う。

(2) 指導体制及び指導事項について

①いじめに対する基本的な構え

- ア 「いじめ」について、その具体の共通理解を図り、協力して対応にあたる。
- イ いじめは絶対に許さないという姿勢で臨む
- ウ 日頃から児童に関わる些細な事に関心をもつ(表情、行動、持ち物、服装等)
- エ 言語環境の整備に努める(教師の言葉遣い、児童の言葉遣い)
- オ 教職員として守秘義務を遵守する。

②指導事項

- ア 全校朝会や学年集会等で校長、教頭、生徒指導主任、その他教職員が適宜いじめの問題について触れ「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
(校長講話・生活朝会等)
- イ 「いじめとは何か」について具体的な認識を共有するために、何がいじめにあたるのかを具体的に示した掲示物を児童の目に付く場所に示す。
(「いじめ」を減らす行動宣言)
- ウ 教育活動全般を通じ道徳教育や人権教育を充実させ、「人の気持ちを理解しようとする」豊かな情操を培う。

エ 自他の存在を等しく認め、互いを尊重し合う態度を育てる。また、建設的に話す力や他者意識など、人と関わるコミュニケーション能力を育てる。

(例：SST、グループエンカウンター等)

オ 発達段階を意識したLGBTへの適切な指導・支援

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点

ア いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっている事を踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、児童一人一人を大切に「わかる授業づくり」を進めていく。

イ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、スポーツや読書等で発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。(教育相談週間・ハッピーボックスの活用等)

ウ 学級、学年、部活動等の人間関係を観察して個々の変化や困り感に気づく。また、児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

エ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがあるということを知覚し、指導のあり方や言葉遣いには細心の注意を払う。

オ 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は誤りである。加害児童や傍観者を容認する事に繋がり、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるという認識をもつ。

カ マイノリティー(発達障害やLGBT等を含む)について、教師自身が適切に理解した上で指導に当たる。

④自己有用感・自己肯定感の育成

ア いじめに繋がりやすい感情(ねたみや嫉妬等)を減らすために、全ての児童が「認められ、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を作り、自己有用感・自己肯定感が高められるよう工夫する。(表彰朝会・委員会活動の報告・学校便り等)

イ 家庭や地域に「ほめる教育・認める教育」への協力を求めながら、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

ウ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越える体験の機会を設け成功体験を積み重ねる経験をつくる。

エ 社会性や自己有用感等を育むために、校種別交流、異学年等で交流学习を進める。

⑤児童自らの「いじめ防止」についての学び

ア 児童自らがいじめ問題について主体的に考え、児童自身が中心となっていじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

イ 「いじめられる側にも問題がある」「先生や親に言いつける(チクる)のは卑怯である」「いじめを見ていただけなら問題ない」という考え方は誤りであることを学ばせる。

ウ 些細な嫌がらせやいたずらであっても、しつこく繰り返したり、集団で行ったりすることは深刻な精神的危害になり、犯罪にもつながることを学ばせる。

エ 小学生時代にいじめられたことが、大人になっても忘れられない心の傷になることもあるということを知覚させる。

2 早期発見について

(1) 基本的な考え方

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけっこを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。(レスリングごっこ、集団によるじゃれあい禁止する)
- ②些細な兆候であっても「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に対処する。
- ③日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、小さな変化やSOSを見逃さないよう、アンテナを大きく高く保つ。また、教職員相互が積極的に児童の情報を共有する。

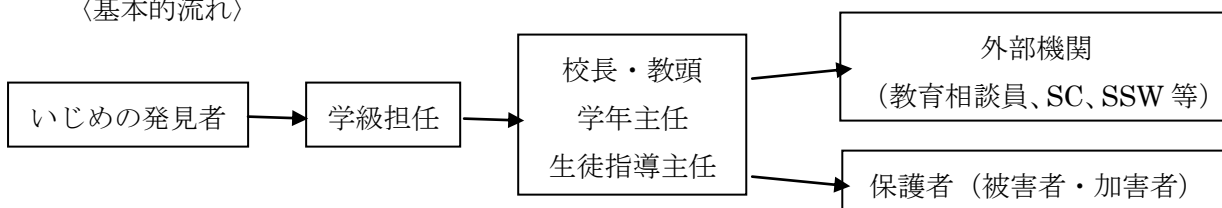
(2) 早期発見のための具体的対応策

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。また、児童が日頃からいじめについて訴えやすい雰囲気をつくる。(いじめアンケートやアセスの実施)
- ②家庭との連携を密にし、児童を見守り支援していく関係性の構築を図る。
- ③児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えると共に、その体制が適切に機能しているか等、定期的に体制を点検する。
- ④相談室や保健室の利用について広く周知する。(巡回教育相談員・SC・SSWの活用等)
- ⑤いじめの早期発見は、休み時間や登校時・放課後の雑談の中で得られる情報によるものが多いことを認識し、児童との会話の時間を大切にする。
- ⑥得られたいじめの情報については、管理者や担当者へ報告し、教職員全体で慎重に情報の共有化を図る。

3 いじめ対応と支援について

(1) 基本的な考え方

- ①発見、通報を受けた場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
(基本的流れ)



- ②校内いじめ防止委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取り事実の確認を行う。
 - ③事実確認後は、被害児童を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - ④教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。
 - ⑤校長は事実関係を教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡する。
- ### (2) 重大事態発生時の対応について

- ①いじめ防止対策推進法第28条に基づき、校長は速やかにうるま市教育委員会に緊急連絡を行い、その後早急に緊急第一報を提出する。
- ②加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げる事が困難な場合、児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れのある場合等、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める際は、被害児童を徹底して守り通すという視点から、躊躇することなく校長から警察署に通報し、助言を求める。
- ③重大事態解決に至るまで、必要に応じて教育委員会や警察署から助言を得ながら、綿密な計画の下、事態収拾に最大限努める。

(3) 被害児童とその保護者への支援

- ①事実関係の聴取を丁寧に行い「あなたが悪いのではない」ことを伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- ②家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行い、安全確保を優先する等、児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ④安心して学習や学校生活がおくれるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導できることを伝える。
- ⑤状況に応じてSCやSSW等、外部専門家の協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) 加害児童への指導とその保護者への助言

- ①事実関係の聴取を丁寧に行いいじめが確認された場合、複数の教職員が連携し必要に応じてSCやSSW、警察官経験者等外部専門家の協力も考慮して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②事実関係の聴取後は速やかに保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対しての継続的助言を行う。
- ③いじめた児童への指導に当たっては「いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安全・安心や健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意し以後の対応を行う。
- ⑥いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

(5) いじめが起きたときの集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ②はやし立てる等、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為である事を理解させる。
- ③学級全体の問題として話し合うことで「いじめは絶対許されない行為」であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④いじめの解決とは、当事者と他の児童との関係の修復を経て周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるようにする。
- ⑤全ての児童が集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。(必要に応じて法務局への協力を求める)
- ②児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- ③児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等、関係機関の取り組みについても周知する。
- ④SNSやメールを媒介としたいじめを防止するために、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても理解を求めていく。
(例：情報教育、生活朝会、道徳、特活、学校説明会、県警出前講座等)
- ⑤携帯電話やパソコン、インターネット等の情報機器の正しい使い方を伝えるという視点から情報教育を進める。

(7) 懲戒権

- ①いじめ防止対策推進法第25条に基づき、教育上必要と認める場合は、学校教育法11条により、適切に懲戒を加えることができるが、その際には事前に教育委員会に連絡し、懲戒を加える事案及びその内容について相談を行う。
- ②懲戒権の行使は、教育上必要と認めた場合、教育長が決定し行使する。

(8) 評価

- いじめ防止に関する具体的な取り組み等について、確実に評価を行う。
児童伝達ファイル等を活用し、小学校6年間を見通した適切な児童理解に努める。